

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和 4 年 11 月 24 日

個人情報ファイルの名称	区政功労者表彰候補者ファイル（Access データ）
行政機関等の名称	☒ 東京都北区長 ☐ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	総務部総務課
個人情報ファイルの利用目的	区政功労者及び徳行者表彰候補者の審査事務に使用するため
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和 5 年 4 月 1 日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 被表彰候補者情報（宛名コード、カナ氏名、氏名、生年月日、住所、電話番号）、2 功労区分、3 推薦者職名、4 徳行概要
記録範囲	区政功労者及び徳行者表彰候補者
記録情報の収集方法	庁内各課及び外部団体からの推薦書、住民基本台帳システム（住民情報）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	推薦元（庁内各課及び外部団体） ※宛名コードは情報政策課にのみ提供
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項：別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 2 項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月東京都北区条例第 63 号）別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 4 項

	□ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	□ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 個人情報保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令 第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル □ 有 □ 無 ☑ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	総 務 部 総 務 課 総 務 係 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 8 6 2 3
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和 4 年 11 月 24 日

個人情報ファイルの名称	区政功労者及び徳行者被表彰受賞者名簿
行政機関等の名称	☒ 東京都北区長 ☐ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	総務部総務課
個人情報ファイルの利用目的	区政功労者及び徳行者表彰の審査事務に使用するため（重複受賞防止のためのチェック用）
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和 5 年 4 月 1 日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 受賞者情報（宛名コード、カナ氏名、氏名、生年月日、住所）2 受賞年、3 功労区分、4 受賞基準、5 推薦者
記録範囲	区政功労者及び徳行者表彰受賞者
記録情報の収集方法	区政功労者及び徳行者被表彰候補者ファイル（Access データ）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項：別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 2 項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月東京都北区条例第 63 号）別表第 1 項番（ ）

	☐ 番号法第 9 条第 4 項 ☐ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☐ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 個人情報保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令 第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無 ☒ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	総務 部 総務 課 総務 係 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 8 6 2 3
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和 4 年 11 月 25 日

個人情報ファイルの名称	招待者名簿マスターファイル
行政機関等の名称	☒ 東京都北区長 ☐ 東京都北区教育委員会 ☐ 東京都北区選挙管理委員会 ☐ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	総務部総務課
個人情報ファイルの利用目的	新年賀詞交歓会に係る招待状及び招待者名簿を作成するため
個人情報ファイルの保有開始日	☒ 令和 5 年 4 月 1 日以前
	☐ 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 氏名、2 住所、3 役職
記録範囲	新年賀詞交歓会招待者
記録情報の収集方法	北区各課推薦（各委員会、区議会事務局及び財団含む）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
特定個人情報の該当性	☐ 該当 ☒ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	☐ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 9 条第 1 項：別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 2 項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 10 月東京都北区条例第 63 号）別表第 1 項番（ ）
	☐ 番号法第 9 条第 4 項

	□ その他（ ）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 北区総務部総務課文書係 （所在地） 〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目 15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	☒ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 6 0 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）第 2 1 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
個人情報ファイルを管理する組織の名称	総務部総務課総務係 電話番号 0 3 （ 3 9 0 8 ） 8 6 2 3
備考	招待者名簿には氏名及び役職を掲載し、当日の参加者へ配布している。